

知名町農業委員会だより

平成27年6月

※※お問い合わせ※※
知名町農業委員会
0997-84-3164 (内627)

農業委員会では、町内の農地の確保及び有効活用を図るために様々な業務を行っています。農地の権利移動や転用についての許認可、農地の利用状況調査、遊休農地の解消に向けた措置、担い手の育成、情報提供、農業者年金などの地域農業の振興に向けた取り組みを行っています。農地の関係でご相談のある方は、地区担当農業委員か農業委員会事務局に、ご相談下さい。

皆さんに知って
もらいたいこと！

- 農地の転用や権利移動には農業委員会の許可が必要です。
- 知名町農業委員会では、下限面積を50アールと定めています。農地の取得や貸借には、取得後の面積が50アールを超えないと、特別な場合を除き許可が下りません。
- 農地の相続時には、権利移転登記をしましょう。又、農地を相続したら、農業委員会に届け出が必要です。相続未登記によって所有者が不明になると耕作放棄地の原因にもなり、担い手の利用集積に悪影響を及ぼしています。

各種業務関係については
下記をご覧ください。

【各種申請はお早めに】

農業委員会の各種申請の締切は、毎月10日です。総会は18日（18日が閉庁日には、前後の開庁日）です。耕作証明の発行については、農地基本台帳に基づきその世帯で耕作している農地面積の証明を発行します。みなし貸借による農地については、証明される面積に含まれません。（総会については、前もって連絡して頂ければ傍聴もできます。議事録については知名町ホームページで掲載し、事務局内に備え付けています。）

【8. 1 調査・農地パトロール月間】

8月から11月にかけて、町内の全ての農地所有者に対して農地の所有・耕作状況・世帯員及び就業・耕作放棄地等の状況調査を行います。ご協力をお願いします。

【賃借料情報】

10アール当たり賃借料（情報）

現況地目（畑）

平成26年実績

単位：円

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
基盤整備地域	16,300	22,000	7,400	82
未整備地域	16,200	20,000	7,500	72

【遊休農地対策の強化】

- 農地の所有者に対し、農地の農業上の利用について、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付を促す仕組みが設けられました。
- 遊休農地対策は農業委員会による利用意向調査から始まり、中間管理機構に協議の勧告、県知事の裁定・公告により、中間管理機構が権利を取得できるようになりました。（耕作者不在・所有者を確知できない場合も知事の裁定・公告で権利が移転できます）

【農家の意見を募集します】

「農業委員会の適正な事務実施について」

- 農業委員会では、農業委員会の年間ごとの活動計画（案）を策定し、1年間の活動に対しての点検・評価を実施しております。農地法3条の許可事務や農地転用、情報の提供、その他法令事務に関するもの等、農業者からの意見を募集します。（電話・ファックス等でお寄せ下さい。）

【農業者年金】

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心して豊かな老後を

農業者年金に加入しよう！

～ 農業に従事する方なら広くご加入いただけます。～

- [加入条件] ○年齢要件・・・ 20歳以上60歳未満
○国民年金の要件・・・ 国民年金の第1号被保険者
○農業上の要件・・・ 年間60日以上農業に従事
*農業者経営者はもちろん、その配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

- [保険料] ○農業者の所得や将来設計に応じ、月2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。

【お得なポイント】

- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 保険料の国庫補助が受けられます。認定農業者で青色申告している35歳未満の方には、国から最高月額1万円の保険料補助があります。（最長20年間で補助額は216万円）
- 支払った保険料は、全額が社会保険料の控除の対象となります。

【全国農業新聞の普及推進】

農業委員会の業務として、農業者への農業技術・農業経営及び農業情報等の提供を行っています。全国農業新聞の購入希望者は知名町農業委員会へお問い合わせください。

○購読料・・・月に700円で毎週（金）に郵送されてきます。

農地の貸借に農地中間管理事業を活用できます

【農地中間管理機構とは？】

○担い手への農地集積・集約化を進める事業主体であり、（公財）鹿児島県地域振興公社が平成26年3月に、農地中間管理機構の指定を鹿児島県知事より受けました。

【農地中間管理事業とは？】

○農地を貸したい方（所有者）から、農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大や新規参入される受け手（担い手農家等）の方に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約化を進める事業です。

○農地の出し手や地域への支援

名 称	交付対象・交付要件	交 付 額
地域集積協力金	○人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっている「地域」（農業集落・大字・学校区等概ね10ha以上） ○機構への農地の貸付面積が、一定割合を超えていること	地域の機構貸付率によって 2割超え5割以下 2万円 5割超え8割以下 2.8万円 8割超え 3.6万円 10a当たり単価 (H26・H27年度単価)
耕作者集積協力金	○機構の借受農地等に隣接する農地で、自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者 ○機構の借受農地等に隣接する農地で、所有者が農地を機構に貸し付けた場合、当該農地の耕作者 ○10年以上農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられること	2万円 10a当たり単価 (H26・H27年度単価)
経営転換協力金	○経営転換・リタイアする農業者、農地の相続人（自らは農業を行わない者） ○10年以上農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられること	0.5ha以下 30万円/戸 0.5ha超え2.0ha以下 50万円/戸 2.0ha超え 70万円/戸

* 交付には、上記以外に一定の要件があります。また、地域集積協力金・耕作者集積協力金は2年ごとに減額されます。詳しい事については、農業委員会にお問い合わせください。

* お問い合わせ先

知名町農業委員会（0997-84-3164）

スポット

【農業委員研修】

平成26年2月に、農業経営スペシャリストの桑鶴氏を招へいして、農地の相続未登記関係、時効取得、集落営農等の法人化設立の方法及びメリット、耕作放棄地の問題点等農地に関する様々な点について講話をして頂き、有意義な研修会になりました。8月には鹿児島県農業委員大会が鹿児島市で開催され、改選に伴う新農業委員6名と会長、事務局長の8名で参加しました。翌日は公益財団法人地域振興公社で農地中間管理事業について研修と意見交換を実施しました。10月には与論・和泊・知名の3町のブロック別研修会が、本町で開催されました。県農業会議や大島支庁農政普及課を含め総勢56名の参加で、農業委員会の役割や、農振法・農地中間管理事業等、各種制度の説明が行われ、農業委員にとっては業務の参考となる研修会でした。

地域振興公社での研修（鹿児島市）

